

第 76 号 議 案

令和 3 年 3 月 19 日  
任 用 給 与 課

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

- 1 改正事項  
採用選考基準の見直しに伴う規定整備
- 2 改正内容  
別紙及び新旧対照表のとおり
- 3 適用日  
令和 3 年 4 月 1 日

# 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

採用選考基準の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 項 番	内 容
<b>附則</b> <b>施行日</b>	<b>【採用選考基準の見直しに伴う規定整備】</b>  この一般基準は、令和 <u>3</u> 年 <u>4</u> 月 1 日から適用する。
<b>別表 8</b> <b>職務分類基準 (I) 1 級職 (II 類) への採用選考基準及び方法</b>	<b>【採用選考基準の見直しに伴う規定整備】</b>  ○「福祉」の、選考の基準及び方法のうち、経歴・資格・免許に「精神保健福祉士」を追加する。

  

職種		給料	選考の基準及び方法		
			経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法
福祉系	福祉	行 (一) 1	社会福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者	20～35	筆記・面接

↓

職種		給料	選考の基準及び方法		
			経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法
福祉系	福祉	行 (一) 1	社会福祉士、 <u>精神保健福祉士</u> 、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事業経験 2 年以上の者	20～35	筆記・面接

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」新旧対照表（抄）

新	旧
<p style="text-align: center;">職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)</p> <p>1 から 17 まで (現行のとおり)</p> <p>付則 (現行のとおり)</p> <p>附則 この一般基準は、令和<u>3</u>年<u>4</u>月 1 日から適用する。</p> <p>(参考) (現行のとおり)</p> <p>別表 1 から別表 7 まで (現行のとおり)</p>	<p style="text-align: center;">職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)</p> <p>1 から 17 まで (略)</p> <p>付則 (略)</p> <p>附則 この一般基準は、令和<u>2</u>年<u>6</u>月 1 日から適用する。</p> <p>(参考) (略)</p> <p>別表 1 から別表 7 まで (略)</p>

新					旧				
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">別表8</div> 職務分類基準（Ⅰ）1級職（Ⅱ類）への 採用選考基準及び方法					<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">別表8</div> 職務分類基準（Ⅰ）1級職（Ⅱ類）への 採用選考基準及び方法				
職 種	給 料	選考の基準及び方法			職 種	給 料	選考の基準及び方法		
		経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法			経歴・資格・免許	年齢 (未満)	方法
事務系	(現行のとおり)				事務系	(略)			
福祉系	福祉 行(一) 1	社会福祉士、 <u>精神保健福祉士</u> 、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事業経験2年以上の者	20～35	筆記・面接	福祉系	福祉 行(一) 1	社会福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員の資格を有する者 短大を卒業した者で、社会福祉関連事業経験2年以上の者	20～35	筆記・面接
一般技術系	(現行のとおり)				一般技術系	(略)			
医療技術系	(現行のとおり)				医療技術系	(略)			
別表9から別表27まで (現行のとおり)					別表9から別表27まで (略)				